

大阪体育大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪体育大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第1条の2 学則において、「校務をつかさどる」とは、大学の包括的な最終責任者として、校務に関する最終的な権限と責任を有することをいう。

2 学則において、「審議」とは、議論・検討することを意味し、決定権を含意するものではないことをいう。

3 学則において、「教授会の議を経て」とは、教授会における審議を経ることを意味し、教授会が決定権を有するものではないことをいう。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する組織として自己点検・評価委員会を設ける。

2 自己点検・評価委員会については、別に定める。

(設置)

第3条 本学に体育学部及び教育学部を置く。

2 体育学部にはスポーツ教育学科及び健康・スポーツマネジメント学科、教育学部には教育学科を置く。

3 本学に大学院を置く。大学院に関する学則は別に定める。

(職員組織)

第4条 本学に次の職員を置く。

(1) 学長

(2) 学部長

(3) 教授、准教授、講師、助教、助手

(4) 事務職員その他必要な職員

2 本学に副学長を置くことができる。

3 学部に学科長を置く。

4 大学院に研究科長を置く。

5 職員の服務については、別に定める。

(職員の職務)

第4条の2 職員の職務は、別に定めるもののほか、本条の定めるところによる。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

4 学部長は、学長の命を受けて学部に関する校務をつかさどる。

5 学科長は、学部長を助け、学科に関する校務をつかさどる。

6 研究科長は、学長の命を受けて研究科に関する校務をつかさどる。

7 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

12 事務職員その他必要な職員の職務は、別に定める。

(事務機構)

第5条 本学の事務は、大学事務局において遂行する。

(附置施設等)

第6条 本学に図書館を置く。図書館については、別に定める。

2 本学にスポーツ局を置く。スポーツ局については、別に定める。

3 本学に次の附置施設を置く。附置施設については、別に定める。

(1) 社会貢献センター

(2) 情報処理センター

(3) スポーツ科学センター

(4) 国際交流センター

(大学評議会)

第7条 本学に大学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学評議会を置くことができる。

2 大学評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、教学部長、図書館長、スポーツ局長、附置施設の長、大学事務局長及び大学事務局各部長、その他学長が必要と認める教職員をもって組織する。

3 大学評議会は次の事項を審議する。

(1) 学長候補者の選出に関する事項

(2) 教育研究に係る全体計画に関する事項

(3) 教育研究に係る大学運営及び教学に関する重要事項

(4) 教育研究に係る予算に関する事項

(5) 教員の人事に関する事項

(6) 図書館長、スポーツ局長、附置施設の長及び教学部長候補者の推薦に関する事項

(7) 学則及びその他重要な規程等の制定並びに改廃に関する事項

(8) その他学長が必要と認めた事項

第2章 収容定員

(収容定員)

第8条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 体育学部スポーツ教育学科の入学定員は320名とし、収容定員は1,280名とする。

(2) 体育学部健康・スポーツマネジメント学科の入学定員は200名とし、収容定員は800名とする。

(3) 教育学部教育学科の入学定員は125名とし、収容定員は500名とする。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第10条 在学年限は、8年とする。ただし、第31条の規定により入学した学生は、同条第2項の規定による在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学記念日 6月23日(開学記念日) 11月15日(学校法人浪商学園創立記念日)

(4) 夏季休業 8月上旬から9月15日まで

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月5日まで

(6) 学年末休業 3月中旬から3月31日まで

2 必要のあるときは、学長は前項の休業日を変更することができ、臨時に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められるときは、休業日に授業を行うことがある。

第5章 授業科目及び履修方法

(授業科目の区分及び履修方法)

第14条 授業科目の区分、単位数及び履修方法は、別表(1)、別表(2)のとおりとする。

第14条の2 学部長は、他学部の学部長の承認を得たうえで、所属学部の学生に当該他学部の授業科目を履修させることができる。

2 学生は、所属学部長を経由して他学部の学部長の許可を受けた場合は、当該他学部の授業科目を履修することができる。

3 他学部の学生に履修させることができる授業科目については、学部間の協議に基づき、別に定める。

4 他学部の授業科目の履修方法等については、別に定める。

第6章 単位算定基準及び授業

(単位算定の基準)

第15条 授業科目の単位算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 卒業論文については、学修の成果を評価して4単位とする。ただし、教育学部については演習の単位に含める。

(授業日数)

第16条 1年間の授業日数は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第7章 学修の評価及び卒業の認定

(試験及び単位の授与)

第17条 授業科目を履修し、その試験に合格した者又はその他の方法により学修の成果が評価された者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験は、学年末又は学期末等に行う。

(他の大学等における修得単位の認定)

第18条 学生が他の大学又は短期大学等（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について、修得した単位を教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、本学において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認めることができる。

（既修得単位の認定）

第19条 学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認めることができる。

（修得単位の認定の上限）

第20条 前2条に基づき修得したものとみなし、単位を与えることのできる単位数は編入学を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

（編入学した学生の既修得単位の認定）

第21条 本学に編入学した学生の既修得単位は、教授会の議を経て、本学の授業科目及び単位数として認定することができる。

2 認定することができる科目、単位数等については別に定める。

（成績の評価）

第22条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、D、F等の評語をもって表し、A、B、C、Dを合格とする。

（卒業の認定）

第23条 本学に4年以上在学し、第14条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項に定めるもののほか卒業の認定に関し必要な事項は、別に学部規程の定めるところによる。

第8章 卒業及び学位の授与

（卒業及び学位の授与）

第24条 学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する。

2 前項の規定により授与される学位は、次の通りとする。

（1）体育学部 学士（体育学）

（2）教育学部 学士（教育学）

第9章 教育職員その他の免許及び資格

（教育職員の免許）

第25条 第14条に定める教職に関する専門科目を履修し、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める必要な単位を修得した者は、つぎに掲げる免許状の交付を受けることができる。

体育学部 スポーツ教育学科

（1）中学校教諭 一種免許状（保健体育）

（2）高等学校教諭 一種免許状（保健体育）

体育学部 健康・スポーツマネジメント学科

（1）中学校教諭 一種免許状（保健体育）

（2）高等学校教諭 一種免許状（保健体育）

教育学部 教育学科

（1）小学校教諭 一種免許状

（2）中学校教諭 一種免許状（保健体育）

（3）高等学校教諭 一種免許状（保健体育）

(4) 特別支援学校教諭 一種免許状(知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者(身体虚弱者を含む)領域)

(第一種衛生管理者の免許)

第26条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)による第一種衛生管理者免許を取得しようとする者は、別に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第10章 入学・編入学・休学・退学・除籍及び再入学

(入学)

第27条 本学の入学時期は、学年の始めとする。

第28条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の入学者の選考に合格した者でなければならない。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程により大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により、他大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第29条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

3 前項の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の入学手続書類を提出するとともに、入学金及び学費を納入しなければならない。

4 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第30条 学生の保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は保護者、親族またはこれに準ずる者とする。

2 保証人は、学生の在学中における一切の事項につき、その責に任ずるものとする。

3 保証人が死亡その他の事由によって、その責を果たすことができなくなった場合は、学生は新たに保証人を定め、速やかに保証人変更届を提出しなければならない。

(編入学)

第31条 第8条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、かつ、所定の単位を修得し本学への入学を志願する者は、相当年次に欠員のある場合に限り選考のうえ、学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (4) 他の大学(短期大学を除く。)に在学する者

2 前項の規定により入学を許可された者の入学前に履修した授業科目及び修得単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び授業科目の履修方法については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(休学)

第32条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって、引続き3か月以上修学することができないときは、その事由（疾病の場合は、「医師の診断書」添付）をあげ、保証人連署のうえ、休学願を提出するものとする。

- 2 前項の規定により休学を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が休学を許可することができる。
- 3 休学期間中にその事由が消滅し、復学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が復学を許可することができる。
- 4 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、教授会の議を経て、学長が休学を命ずることができる。

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引続き休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 4 休学中の学費は、徴収しない。

(退学)

第34条 疾病その他やむを得ない事由によって本学を退学しようとする者は、詳細な事由書（疾病の場合は、医師の診断書）を添え、保証人連署のうえ、退学願を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により退学を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が退学を許可することができる。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学費納入の義務を怠った者
- (2) 在学年限を超えた者
- (3) 休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 理由なく授業科目履修の届出をしない者
- (6) 当該年度に履修した授業科目につき15単位以上を修得できない者（卒業所要単位を修得した者及び特別の理由により予め許可を受けた者を除く。）

(再入学)

第36条 本学を退学した者又は除籍された者（前条第2号の規定により除籍された者及び第43条の規定により退学を命ぜられた者を除く。）が、保証人連署の上、再入学願を提出したときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

- 2 再入学の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

第11章 入学検定料・入学金及び学費

(入学検定料、入学金及び学費)

第37条 入学検定料、入学金及び学費（授業料、施設費、教具教材費及び図書費）は、別表（3）のとおりとする。

(納入)

第38条 入学金及び学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(学費の延納又は分納)

第39条 家庭の事情その他の事由で、学費の延納又は分納を希望する者は、所定の手続きを経て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の手続きについては、別に定める。

(学費の減免)

第40条 特別の理由があると認められる者に対して、学費の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項の手続きについては、別に定める。

(既納の入学金及び学費)

第41条 既納の入学金は理由の如何を問わず、これを返金しない。

- 2 既納の学費は返金しない。
- 3 第2項の規定にかかわらず、他大学と併願可能な選考において第29条第3項の規定により入学手続きを完了した後、入学辞退を所定の期日までに文書により申し出た者、及び休学・退学が許可された者に対しては、学費を返金する。

第12章 賞罰

(表彰)

第42条 本学の学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

- 2 表彰制度については、別に定める。

(懲戒)

第43条 学則その他の規程等に違反し、又は本学学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 素行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なく、出席が常でない者
 - (4) その他大学の秩序を乱し、著しく学生の本分に反する者
- 4 停学中であっても、当該期間分の学費を納入しなければならない。

第13章 教授会等

(教授会)

第44条 本学に各学部の教授会を置く。

- 2 教授会は、各学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、教授会は、必要に応じて、上の構成員以外に特別契約教授、特任教授、特任准教授、客員教授、客員准教授、大学事務局管理職及び担当者を加えることができる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会がおかれる組織の長（以下この項において「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

(人事審査会議)

第45条 本学の各学部に人事審査会議を置く。

- 2 人事審査会議は、学部長、学科長及び専任の教授をもって組織する。ただし、人事審査会議は必要に応じて上の構成員以外に特任教授、客員教授及び大学事務局担当部長を加えることができる。
- 3 人事審査会議は、学部の次の事項を審議する。
 - (1) 教員の採用及び昇任に関する事項
 - (2) 教員の免職、転任及び降任に関する事項
 - (3) その他人事に関する重要な事項

第14章 科目等履修生、聴講生及び研究生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生及び研究生)

第 47 条 本学において聴講、又は特定の事項についての研究を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ、学長が聴講生又は研究生として入学を許可することがある。

2 聴講生及び研究生に関する規程は、別に定める。

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 48 条 本学は、公開講座を開設することがある。

2 公開講座については、別に定める。

第 16 章 寄付講座

(寄付講座)

第 49 条 本学は、寄付講座を開設することがある。

2 寄付講座については、別に定める。

第 17 章 学則の改正

(学則の改正)

第 50 条 本学則の改正は、教授会及び大学評議会の意見を聴いて学長が行うものとする。

附則 この学則は昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附則 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する学生定員は、平成 12 年度から平成 15 年度までは、次のとおりとする。

平成 12 年度

(1) 体育学科 入学定員 263 名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 127 名

平成 13 年度

(1) 体育学科 入学定員 256 名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 124 名

平成 14 年度

(1) 体育学科 入学定員 249 名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 121 名

平成 15 年度

(1) 体育学科 入学定員 242 名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 118 名

附則 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条別表 (1) の規定に関しては、〔2〕体育学科の VI 関連科目のうち「統計処理実習」、「スポーツ経営論」及び〔3〕生涯スポーツ学科の VI 関連科目のうち「統計処理実習」については平成 10 年度入学者より適用する。

附則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条別表 (1) の規定に関しては、〔2〕体育学科 VII. 資格関連科目のうち「介護技術講義」並びに〔3〕生涯スポーツ学科 VII. 資格関連科目のうち「アスレティック・トレーニング実習 I」「アスレティック・トレーニング実習 II」「介護技術講義」については、平成 12 年度入学者より適用する。

附則 この学則は平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は平成16年4月1日から施行する。ただし、第14条別表(1)の規定に関しては、〔体育学部体育学科〕並びに〔体育学部生涯スポーツ学科〕それぞれの専門基礎科目のうち「スキー実習」「臨海水泳実習」「海洋スポーツキャンプ実習」については、平成15年度入学者より適用する。

附則 この学則は平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者の学科については、従前のおりとする。

附則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

改正後の別表(2)は、平成20年度入学者から適用する。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。(第22条関係)

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。(第4条・第4条の2・第47条関係)

附則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。(第8条関係、第14条関係別表(1)、別表(2)、第25条関係、第39条関係、第40条関係別表(3)、第46条関係)

2 改正後の別表(1)、別表(2)、別表(3)は、平成21年度入学生から適用する。ただし、別表(2)のうち、「精神保健福祉援助実習ⅠA」、「精神保健福祉援助実習ⅠB」、「精神保健福祉援助実習Ⅱ」、「精神保健福祉援助演習Ⅰ」、「精神保健福祉援助演習Ⅱ」については、平成20年度以前の入学生についても適用する。

3 平成21・22年度に健康福祉学部編・転入学した学生の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う授業科目の履修については、別に定める。

附則 この学則は、平成21年9月16日から施行する。(第14条関係別表(1))

附則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。(第14条関係別表(1))

2 改正後の別表(1)は平成22年度入学生より適用する。ただし、別表(1)の健康・スポーツマネジメント学科アスレティックトレーニングコース応用科目のうち「体力科学実験実習」「スポーツテーピング法実習」「スポーツマッサージ法実習」「インターンシップA」及びスポーツ教育学科、健康スポーツマネジメント学科の関連科目のうち「柔道」「剣道」については平成21年度以前の入学生についても適用する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

2 改正後の別表(1)のスポーツ教育学科に開設する関連科目のうち「キャンプ実習」「教職柔道」「教職剣道」「教職ダンス」及び健康・スポーツマネジメント学科に開設する応用科目「健康スポーツ実技A・B」、関連科目「キャンプ実習」「教職柔道」「教職剣道」「教職ダンス」、資格関連科目「インターンシップA」については、平成22年度以前の入学者についても適用する。

3 改正後の別表(2)の専門教育科目群専門演習科目のうち「社会福祉援助技術演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術演習Ⅲ」については、平成22年度入学生より適用する。

附則 この学則は、平成23年12月13日から施行する。

附則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。(第15条及び別表)

附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。(第29条、第52条)

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条に規定する健康福祉学部健康福祉学科及び教育学部教育学科の収容定員は、平成27年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健康福祉学部健康福祉学科	370 名	240 名	120 名	—
教育学部教育学科	125 名	250 名	375 名	500 名

附則 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(学校教育法改正 第 1 条の 2 ほか)

附則 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(附置施設名称及び別表 (1))

附則 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する体育学部スポーツ教育学科及び健康・スポーツマネジメント学科の収容定員は、平成 29 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
スポーツ教育学科	1,220 名	1,240 名	1,260 名	1,280 名
健康・スポーツマネジメント学科	740 名	760 名	780 名	800 名

附則 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(健康福祉学部の廃止ほか)

附則 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 14 条関係別表 (1)、別表 (2)) ただし、別表 (1) の〔体育学部 スポーツ教育学科〕の〔スポーツ教育学科卒業所要単位〕の「(※必修単位を除いた 14 単位は教養、関連、キャリア教育科目、専門基礎科目(選択必修実技科目)及び応用科目(選択講義科目: コーチ教育コースのみ)から選択履修)」及び〔体育学部 健康・スポーツマネジメント学科〕の〔健康・スポーツマネジメント学科卒業所要単位〕の「(※必修単位を除いた 14 単位は教養、関連、キャリア教育科目及び専門基礎科目(選択必修実技科目)から選択履修)」については、令和 2 年度入学者より適用する。

[別表\(1\)体育学部](#)

[別表\(2\)教育学部](#)

[別表\(3\)入学金、検定料、学費](#)